

# 償還猶予申出書

平成 年 月 日

財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり、借受中の貸付金の償還猶予を申し出いたします。

組合員記入欄	所属コード				組合員番号					
	所属所名		( ) -							
	フリガナ				ⓐ					
	氏名				ⓑ					
	発令の事由									
	発令の期間		平成 年 月 日		～		平成 年 月 日			
	猶予希望期間		平成 年 月		～		平成 年 月		( ヶ月)	
	貸付種別		貸付番号		猶予回数		該当に 印  <b>新規 ・ 延長 ・ 短縮</b>			
					回					
				回						
ボーナス払い				回						
償還猶予できる貸付		01生活資金 02介護・看護資金 03オートローン 04購入資金 (自動車保険・グループ保険を除く) 05奨学資金 06教育資金 07生活災害資金 08結婚資金 09住宅資金								
所属所欄	上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明し、償還猶予は適当であることを認めます。 平成 年 月 日 所属所長氏名 <span style="float: right;">ⓓ</span> 事務取扱者氏名 <span style="float: right;">ⓔ</span>									
							調 査	受 付 日		
互助組合欄										

# 償還猶予のご案内

- 1 手続き  
本申出書を所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）を經由して互助組合に提出してください。
- 2 申出書の提出  
償還猶予を希望する前月20日（休祝日、日曜日及び土曜日の場合は前日）までに互助組合に提出してください。
- 3 対象者  
育児休業を認められた者
- 4 償還猶予できる貸付種別  
生活資金、生活災害資金、オートローン、購入資金（物資購入）、奨学資金、教育資金、結婚資金、住宅資金、介護・看護資金
- 5 償還猶予の期間
  - (1) 期間  
育児休業の承認を受けた（又は申し出をした）期間内で、希望する期間とします。
  - (2) 猶予の開始月  
本申出書を受理した翌月を開始月とします。
  - (3) 猶予の終了月  
育児休業終了日の属する月を終了月とします。
  - (4) 猶予の延長  
償還猶予を延長する場合は、本申出書を延長する前月の20日（休祝日、日曜日及び土曜日の場合は前日）までに互助組合に提出してください。
- 6 猶予した返済金の返済方法  
猶予した返済金は通常返済金に上乘せし、猶予回数と同数で返済とします。
- 7 猶予した返済金の返済開始
  - (1) 毎月返済  
償還猶予終了月の翌月から返済再開とします。
  - (2) ボーナス返済  
償還猶予終了後、最初にむかえるボーナス支給から返済再開とします。
- 8 償還猶予後の給与からの控除額  
通常の返済金と猶予の返済金を給与から控除します。
- 9 償還猶予できない場合  
貸付金借用申込書に記載のある返済期間（回数）を超える償還猶予はできません。
  - (1) 育児休業期間中に最終回をむかえるとき
  - (2) 返済再開時の残り返済回数が償還猶予期間（回数）未満のとき